

社会福祉法人ひらイルミナル  
車両規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は法人が所有する車両等を使用する場合、及び職員が自己の所有する車両等を使って通勤する場合や業務を遂行する場合に、必要な手続き、遵守すべき事項を定める。

第2条 定義

「社有車」とは、法人が所有する車両及び法人が借り上げた車両をいう。

2 「マイカー」とは、職員が所有する車両または職員が法人以外の者から借用している車両をいう。

第2章 社有車の運転使用及び安全管理

第3条 車両の条件

法人及び職員は、下記のいずれかの条件に適合しない車両を、運行させてはならない。ただし、車両の故障・破損程度が軽微であり道路交通法上問題がなく、かつ、修理等のため運行することが必要である場合には、この限りではない。

- (1) 故障箇所や整備不良箇所がないこと
- (2) 車検証が有効期限内にあること
- (3) 自動車損害賠償責任保険に加入していること
- (4) 自動車保険に加入し、次の内容以上の補償を受けていること
  - ① 対人補償 無制限
  - ② 対物補償 無制限
  - ③ 搭乗者傷害 3,000万円
  - ④ 使用目的 業務

第4条 社有車使用の許可と運転者の条件

社有車を運転使用するためには、予め所属長に申し出、許可を受けなければならない。

2 前項の許可に際しては、当該職員に社有車の運転をさせることにつき、法人が不適格であると判断して、社有車の運転を禁止した者ではないこと

第5条 社有車の業務外使用の許可

社有車を、通勤、私用その他業務外の事由のために運行することは、禁止する。ただし、業務との関連から必要、かつ、やむをえないと認められる場合においては、法人はその必要の範囲内でこれを許可することがある。

2 前項ただし書きの許可を得ようとする者は、予め所属長に申し出なければならない。

3 第1項ただし書きの許可を申請する際には、所定の様式とあわせて、前条に定める運行予定等の報告書を提出すること。

4 第1項ただし書きの許可を受けて社有車を運転使用する者は、当該許可申請に係る事由が止んだときには、速やかに車両の運行を終了し、所定の場所に社有車を返還すること。

第6条 遵守事項

社有車を運行する者及び運行を指示する者は、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に定める、車両の条件を満たしていない車両を使用しないこと
- (2) 第4条に定める、社有車使用の許可を受けていない者または運転者の条件を満たしていない者に運転をさせないこと
- (3) 道路交通法を遵守し、安全運転に努めること
- (4) 過度の疲労、病気その他心身が健康な状態にない者を、運転者とししないこと
- (5) 過度の疲労、病気その他心身が健康な状態にないとの自覚がある場合には、速やかにそれを所属長に報告し、また自ら運転をしないこと
- (6) 車両管理責任者の行う安全運行に関する教育を積極的に受け、また安全運行に関する車両管理責任者の指導を遵守すること

#### 第7条 事故発生時の報告

業務遂行のために社有車を運転中に交通事故が発生した場合には、運転者及び同乗者は、道路交通法の定めに従い当該事故について直ちに警察に報告しなければならない。また、運転者（運転者が報告をできない状態にある場合には、同乗者。同乗者がいない場合または、運転者同乗者ともに報告をできない状態にある場合には、最初に事故の発生を知るに至った者）は直ちに所属長に事故の報告をしなければならない。また報告を受けた所属長は、直ちに理事長に対して事故の報告をしなければならない。

- 2 前項の場合に、当該運転者、同乗者、運転者の所属長または最初に事故の発生を知るに至った者は、前項の報告の際に虚偽の報告、または報告をせずに独断で事故の処理をしてはならない。
- 3 第5条第1項ただし書きによる所属長の許可を受けて、社有車を業務外の事由で運行する際に事故が発生した場合についても、前2項と同様とする。

#### 第8条 事故発生時の対応

所属長は第7条の報告を受けた場合、直ちに事故の処理に当たるとともに、保険法人、指定修理工場等、関係各所に連絡し、その他必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 マイカーの運転使用

#### 第9条 マイカーの通勤及び業務使用の許可

マイカーを通勤及び業務に使用しようとする者は、所定の様式によって所属長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けていない者、禁止をされた者、許可を取り消された者は、通勤及び業務にマイカーを使用してはならない。

#### 第10条 許可の基準等

マイカーを通勤及び業務に使用することを許可する基準を、以下のように定める。

- (1) 車両に関する基準
  - ① 故障箇所や整備不良箇所がない車両を使用すること
  - ② 車検証が有効期限内にある車両を使用すること
  - ③ 自動車損害賠償責任保険に加入していること
  - ④ 自動車保険に加入し、次の内容以上の補償を受けていること
    - (ア) 対人補償 無制限

- (イ) 対物補償 無制限
- (ウ) 搭乗者傷害 3,000 万円
- (エ) 使用目的 業務

なお、車両が原動機付き自転車の場合(ウ)(エ)についてはこの限りではない。

(2) 許可を受けようとする者に関する基準

- ① 車両の運行に必要な免許を受けており、かつ、その停止または取消し等を現に受けていないこと
- ② 法律で車庫の設置が義務付けられている車両等に関しては、自宅または自宅周辺に所定の車庫があること
- ③ 試用期間を経過していること
- ④ その他、法人が不適格と認めた者でないこと

2 許可申請の際に必要な書類は、下記のとおりとする。

- (1) 所定の申請書類
- (2) 運転免許証写し
- (3) 保険の証書（自動車損害賠償責任保険及び自動車保険で、補償金額が確認できるもの）写し
- (4) 車検証写し

第11条 マイカー通勤及び業務の不許可及び許可の取消し

前条第1項に定める基準に適合しない場合には、法人はマイカーによる通勤及び業務を許可しない。

- 2 前条第1項に定める許可の基準に適合する場合であっても、法人の判断によりマイカーによる通勤及び業務を許可しないことがある。
- 3 本規程に違反し、法人がマイカー通勤及び業務をさせることが不適当と認めた者、及び、運転免許証、車検証、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の有効期間が過ぎたにもかかわらず更新の手続きをしていない者、第14条に定める報告をしない者に対して、法人はマイカー通勤及び業務の許可を取り消すものとする。

第12条 通勤手当及び駐車代の支給

第9条の申請に対してマイカーの通勤使用を許可した場合の通勤手当の支給は、賃金規程による。

- 2 出勤中の駐車に関し、駐車代は職員の負担とし法人は駐車代を支給しない。
- 3 駐車場内の損害に関しては、法人は一切関知しない。

第13条 マイカーの業務使用

マイカーを業務遂行のために使用することは、法人が業務上の必要からやむをえないと判断した場合には、必要な範囲内に限りこれを許可する。

- 2 マイカーを業務使用する際のガソリン代は、1 kmあたり 10 円を法人が負担するものとする。
- 3 マイカーを業務使用する際の駐車代は、法人が負担するものとする。

第14条 報告の義務

職員が通勤及び業務に使用する車両及び当該車両にかかわる権利関係、自動車保険の補償内容、その他第9条の申請にかかわる事項について内容の変更があった場合には、第9条の許可を受けている職員は速やかにこれを所属長に届けなければならない。

第15条 遵守事項

マイカー通勤及び業務の許可を得た者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法を遵守し、安全運転に努めること
- (2) 過度の疲労、病気その他心身が健康な状態にないとの自覚がある場合には、自ら運転をしないこと
- (3) 所属長の行う安全運行に関する教育を積極的に受け、また安全運行に関する所属長の指導を遵守すること

2 マイカーを業務上使用する許可を得た者の遵守事項については、第6条を準用する。

#### 第16条 マイカー使用時の事故発生の報告

通勤途上または業務遂行のためマイカーを使用中に交通事故が発生した場合には、第7条に準じて、事故の報告をしなければならない。

#### 第17条 マイカー使用時の事故発生の対応

所属長は、前条の報告を受けたときには、直ちに必要な措置を講じなくてはならない。

### 第4章 損害賠償

#### 第18条 損害賠償の請求

法人は、以下の場合には、運転者または運転者に運転を指示、教唆した者に対して、当該事故により法人が被った損害の全額について求償することができる。又、許可された自家用車において通勤、私用運転を問わず、起こした事故については、法人は一切その責任を負わない。

- (1) 故意または重大な過失によって社有車の運行中、または、マイカーの通勤使用中あるいは業務使用中に事故を発生させた場合
- (2) 第5条第1項ただし書きに定める許可を受けずに、無断で社有車を運転使用し事故を発生させた場合
- (3) 第9条第1項または第13条第1項に定める許可を得ないで無断でマイカーを通勤使用、または、業務上使用し事故を発生させた場合

2 前項で定める場合に、事故を発生させたものが、当該事故により法人が被った損害について賠償の全部または一部を支払い、または全部を支払うことを確約した場合であっても、その者は第5章に定める罰則による処分を免れるものではない。

### 第5章 罰則

#### 第19条 無断使用時の事故

次にあげる者は、就業規則に定める懲戒規程により処分に処する。ただし情状によって法人が認めるものについては、処分の程度を軽くすることができる。

- (1) 第5条第1項ただし書きに定める許可を受けずに無断で社有車を運転使用し交通事故を発生させた者
- (2) 第9条第1項または第13条第1項に定める許可を受けずに無断でマイカーを通勤または業務に使用し交通事故を発生させた者

#### 第20条 遵守事項違反等

次にあげる者は、就業規則に定める懲戒規定により処分に処する。ただし情状によって法人が認めるものについては、処分の程度を軽くすることができる。

- (1) 第6条、第15条に定める遵守事項に違反した者
- (2) 第7条、第16条に定める事故発生時の報告の際に虚偽の報告をし、または報告をしなかった者
- (3) 第5条第1項ただし書きに定める許可を受けずに無断で社有車を運転使用した者及び許可された目的以外に社有車を使用した者
- (4) 第9条または第13条第1項に定める許可を受けずに無断でマイカーを通勤または業務に使用した者、あるいは許可された目的以外に業務上使用した者

#### 第21条 規程違反の指示・教唆

次にあげる者は、就業規則に定める懲戒規定により処分に処する。この場合には、情状により処分を軽くすることはない。

- (1) 第5条第1項ただし書きに定める許可を受けずに無断で社有車を運転使用するよう指示し、または教唆した者
- (2) 第9条または第13条第1項に定める許可を受けずに無断でマイカーを通勤または業務に使用するよう指示し、または教唆した者
- (3) 第6条、第15条に定める遵守事項に違反するよう指示し、または教唆した者

#### 第22条

本規程の改定は、管理職会議の承認を得て行う。

#### 附則

この規程は令和元年8月1日から施行する。

v3.0